

## 福津市木造戸建て住宅性能向上改修工事費等補助事業

震災に強いまちづくりを目的に、住宅の耐震化を促進する支援策として、以下の費用の一部を補助します。

### ①木造戸建て住宅の性能向上改修工事

※耐震改修工事と省エネ改修工事を併せて行うもの、省エネ改修工事と併せて施工できない耐震改修工事。

### ②建替え等に伴う木造戸建て住宅の除却工事

1. 補助対象住宅 次の(1)～(5)すべての要件を満たすものが対象となります。

- (1) 福津市内にある木造戸建て住宅
- (2) 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて、建築又は工事に着手したもの
- (3) 2階建て以下のもの
- (4) 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と評価されたもの
- (5) 除却工事については、申請の時点で補助対象者が居住しているもの

2. 補助対象者 次の(1)～(4)すべての要件を満たす方が対象となります。

- (1) この要綱及び福津市木造住宅耐震改修工事費補助要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。
- (2) 補助対象者の属する世帯の全員が市税を滞納していないこと。
- (3) 交付の決定を受けた日の属する年度の1月末日までに、事業を完了し、補助金の交付請求ができること。
- (4) 市内事業者（市内に本店、支店等を有する事業者又は市内の個人事業者をいう。）が性能向上改修工事等を行うもの。

3. 補助率及び額

補助区分	補助率	上限額
①性能向上改修工事	25%	30万円 ※省エネ改修工事費分の上限額は15万円
②建替え等に伴う除却工事	23%	30万円

※②建替え等に伴う除却工事については、耐震改修工事に要する経費と比較していずれか低い方の額の23%（上限30万円）が補助金額になります。

耐震改修工事に要する経費は、目安として国が定めている「34,000円/㎡」から計算できます。

※申請が予算の額に達した場合は受付を終了することがあります。申請前に必ずご相談ください。

4. 事前協議

補助申請する前に、耐震改修工事等を予定している住宅の内容等について市と協議が必要です。

※申請前に工事着手された場合は補助対象となりませんので、ご注意ください。

5. その他

補助を受けるためには、耐震診断を受けてあなたの住宅の耐震性の有無を確認することが必要です。

福岡県の『耐震診断アドバイザー制度』では、県主催の講習会を受講し登録された建築士（アドバイザー）が申請者宅を訪問し耐震診断を行います。お気軽に下記までお問い合わせ下さい。

対象：昭和56年5月以前に着手された木造戸建て住宅

費用：1件あたり 6,000円（基本診断+床下・小屋根裏調査）

申込・問い合わせ：派遣事務局（春日市クローバープラザ内・月曜日休館）

☎092-582-8061

◆申し込み・問い合わせ先 福津市都市整備部都市計画課開発建築係

☎0940-62-5036 申請様式等は福津市HPからダウンロードできます。

福津市

検索

◆工事事業者の斡旋等は福津市商工会（☎0940-42-0315）にお問い合わせください。